

7月豪雨災害で被災された方への支援情報



▲市ホームページ

り災・被災証明の発行



市の支援を受ける場合や、保険会社に損害保険を請求する際に必要となる、り災・被災証明の発行

●対象者 市内在住で災害被害を受けた人

●申請 次の書類等を市安全安心課に持参

○印鑑

○被害の状況が分かる写真

○委任状（代理人申請の場合）

※必要書類は市安全安心課、市ホームページに有り

※写真の撮り方等の詳細は市ホームページに有り

問市安全安心課 TEL 0994-31-1124

上下水道料金の減免



災害被害を受けた人に対し、被災状況に応じて上下水道料金を減免する制度

●対象者 自然災害により被災し、復旧作業で大量の水を使用したことなどにより、上下水道料金の納付が困難な人

●申請 申請書、り災・被災証明書（写し）を提出

※申請書は市業務課、市ホームページに有り

問市業務課 TEL 0994-43-2800

がけ地近接等危険住宅移転事業



がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地にある住宅の移転の支援

●対象住宅

県が指定した土砂災害特別警戒区域などにある住宅で、区域指定時に建設中又は建設されていた住宅など

●補助内容

補助対象経費	補助限度額
危険住宅の解体・撤去経費	80万2千円
危険住宅に代わる住宅の建設・購入のため、融資を受けた場合の借入金の利子相当額(年利8.5%限度)	住宅建設費 457万円
	土地取得費 206万円
	敷地造成費 59万7千円

問市建築住宅課 TEL 0994-31-1129

市税の減免



災害被害を受けた人に対する市税の減免

●市民税

○対象者

前年の合計所得金額が1,000万円以下の人で、被害を受けた住宅又は家財の損害の金額（保険金等により補填される金額を除く）が価格の10分の3以上の入

○軽減・免除の割合

前年の合計所得金額	軽減・免除の割合	
	損害の程度が10分の3以上10分の5未満	損害の程度が10分の5以上
500万円以下	2分の1	全部
750万円以下	4分の1	2分の1
750万円超	8分の1	4分の1

●固定資産税・都市計画税

○対象

被害を受けた土地（農地又は宅地）、家屋、償却資産

○軽減・免除の割合

10分の4～全額

※損害の程度に応じて決定

※損害の程度は現地調査で判断

●申請

8月31日（月）までに市税等減免申請書、被災状況申出書、り災証明書を提出

※り災証明書がない場合、被災状況がわかる写真を添付

※市税等減免申請書、被災状況申出書は市税務課、市ホームページに有り

問市税務課 TEL 0994-31-1112

今後も災害に注意してください!



今後、台風シーズンを迎えます。台風が接近するときには以下の点に注意し、防災マップを参考に早めの避難行動を心掛けましょう。

○近くの一次避難所や避難経路を確認するとともに、避難所だけでなく親戚や知人宅等への避難も検討しましょう。

○窓や雨戸を閉め、風で飛ばされそうな物は室内にしまおうか、しっかりと固定しましょう。

○テレビやラジオ、インターネットなどで台風情報をこまめにチェックしましょう。

▶防災マップ

